

等は「当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」（原賠法18条）に過ぎないものであるから、その内容が裁判所を拘束するものではないことはいままでもない。よって当裁判所は、中間指針等の内容を離れて、原告らの請求の当否を判断できるし、また判断すべきものである。

#### （４） 判断

以上のとおり、住居を有した本訴提起時原告らは、本件事故発生時である平成23年3月11日に本件事故によって、本件包括生活基盤に関する利益の侵害という共通損害を被り、それは甚大なものであったと評価できる。その慰謝料額の算定においては上記で述べたような点を考慮しなければならない。これら第2の2及び3で述べた点を中心に、本件にあらわれた一切の事情を考慮すると、本件事故によって同原告らに生じた共通の慰謝料額のうち被告が認める850万円を超える額としてはそれぞれ300万円をもって相当と認める。

#### ４ 原告〔45〕－3、〔67〕－6及び〔95〕－3について

##### （１） 原告〔45〕－3について

前記第1の1記載のとおり、原告〔45〕－3は本件事故時点で、生活の本拠がD区内にあったと認めることはできない。そうすると、確かに原告〔45〕－3は、本件事故当時、祖父母宅であったD区内に帰省していたため、避難を余儀なくされたものであるから、相当の精神的苦痛を被ったと認められるものの、本件事故前後の生活状況や上記2及び3で判断した法的利益の侵害及び侵害態様等を勘案すると、被告が認める850万円を超える慰謝料が発生するとは認めるに足りない。

##### （２） 原告〔67〕－6について

原告〔67〕－6は、本件事故当時、未出生であったが、胎児であり、その後平成23年（以下略）に出生したものであるから（前記第1の1）、本件事故当時、上記被侵害利益の享有主体であったとみなされるものである（民法721条、最高裁判所平成18年3月28日第三小法廷判決民集60巻3号875頁参照）。

その額であるが、その出生時期や上記2及び3で判断した被侵害利益及び侵害態様等を勘案すると、被告が認める850万円を超える慰謝料が発生するとは認めるに足りない。

##### （３） 原告〔95〕－3について

前記第1の1記載のとおり、原告〔95〕－3は本件事故時点で、生活の本拠がD区内にあったと認めることはできない。そうすると、確かに原告〔95〕－3は、平成26年2月頃に帰国し、以後避難を余儀なくされたものであるから、相当の精神的苦痛を被ったと認められるものの、その帰国時期や上記2及び3で判断した法的利益の侵害及び侵害態様等を勘案すると、850万円を超える慰謝料額が発生するとは認めるに足りない。なお、被告は原告〔95〕－3に対して本件事故による精神的損害に対する慰謝料として480万円を支払ったと主張し、仮にこの事実が認められるとして、当該額を上回る賠償が認められるかが問題となり得るが、この点については原告らの請求の対象外であるため当裁判所は判断しない。

#### ５ 弁護士費用等

本件訴訟において本件事故と相当因果関係のある弁護士費用は、住居を有した本訴提起時原告ら各人について30万円と認めるのが相当である。

したがって、住居を有した本訴提起時原告ら各人について生じた慰謝料請求権等の額は被告が認める850万円部分を除き、330万円となる。前記前提事実5記載のとおり、訴訟承継人たる原告らが、それぞれ別紙2訴訟承継目録の「相続割合」欄記載の割合で、各住居を有した本訴提起時原告らの上記請求権を相続したから、同訴訟承継人たる原告らの認容額は、同別紙「認容額」欄記載の額となる。

#### ６ 結論

よって、原告〔45〕－3、〔67〕－6及び〔95〕－3を除く原告らの請求は主文の限度で理由があるからこれを一部認容し、同原告らのその余の請求並びに原告〔45〕－3、〔67〕－6及び〔95〕－3の請求は理由がないからいずれも棄却し、訴訟費用につき、民訴法61条、64条本文、65条1項本文を、仮執行宣言につき同法259条1項を、被告から申立てのあった仮執行免脱宣言につき同条3項を適用し、主文のとおり判決する。

民事第50部

（裁判長裁判官 水野有子 裁判官 山下浩之 裁判官 仲吉統）

別紙（省略）